

自動販売機設置にかかる企画提案の公募について

本学では、学生および教職員に対する福利厚生充実と来学者へのサービス並びに非常時における避難者等への飲料の無償提供を目的として、高畑キャンパス内に設置する自動販売機について、設置契約の締結を希望する事業者からの企画提案を募集します。

記

1. 募集する業務の内容

- (1) 期間 2019年4月1日～2022年3月31日までの3年間
- (2) 内容 奈良教育大学高畑キャンパス(奈良市高畑町)における自動販売機について、本学が定める仕様書に基づき設置、運営する業務。

2. 選定方法

本学の選考委員会により、本学が定める仕様書に基づき提案された業務の取組方法及び特筆する企画提案の内容を総合的に判断の上、選定します。

3. 募集締め切り

2019年1月25日(金)16時まで
(ただし、質問受付は1月17日(木)16時まで)

4. 申請方法及び申請様式等

次頁からの「企画競争説明書」等を必ずご確認の上、申請願います。

- (1) 企画競争説明書
- (2) 業務仕様書
- (3) [企画提案書\(別紙様式1\)](#) [Microsoft Excel ファイル](#)
- (4) 質問書(別紙様式2)
- (5) (参考) 自動販売機設置契約書(案)、「国立大学法人奈良教育大学が行う事業への支援に関する覚書」、非常時における飲料供給に関する覚書(案)

5. 問い合わせ先

国立大学法人奈良教育大学財務課 総務・決算担当
電話：0742-27-9112 / E-mail:kaikei-soumu@nara-edu.ac.jp

自動販売機設置に係る企画競争説明書

1. 業務の内容

国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）において、本学の指示に基づき自動販売機（以下「自販機」という。）を設置、運営するものとする。

2. 設置条件等

(1) 設置場所について

別紙「自動販売機設置に係る業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 設置期間

2019年4月1日から2022年3月31日までとする。

なお、設置期間内の各年度が満了する3か月前までに双方が特段の意思表示をしない場合には、更に1年継続し、以後、2022年3月31日まで同様に取扱うものとする。

3. 自動販売機設置業者の選定

本学が示す仕様書に基づき提案された企画提案書（別紙様式1）の内容及び提案者側独自の特記事項を総合的に審査し、最も得点の高い者を契約の相手方として決定する。

4. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出

自販機の設置を希望する者は、下記により、企画提案書を提出すること。なお、提出期限後は、一切受理しない。

ア. 提出期限 2019年1月25日（金）午後4時（郵送の場合は、1月25日に必着。）

イ. 提出場所 国立大学法人奈良教育大学 財務課 総務・決算担当

ウ. 提出方法 窓口又は郵送（電子データは、別途Eメールにて送付のこと。）

エ. 提出部数 正本1部、副本4部

※ 企画提案書は別紙様式1により作成することとし、書面及び電子媒体（MSエクセル）により提出すること。なお、電子媒体の様式請求及び提出は、提出期限までに下記メールアドレスに送信すること。

提出先 kaikei-soumu@nara-edu.ac.jp

(2) 添付書類の提出

企画提案書は、本学が示す仕様書の項目及び要件を満たした内容とし、下記の資料を添付の上、提出すること。

ア. 会社概要

イ. 販売商品等一覧（任意様式）

ウ. 設置する自販機及び商品パンフレット

エ. その他参考となる資料

(3) その他

ア. 提出期限以降に、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

イ. 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

5. 質疑応答

本企画提案書等に対する質問がある場合は、下記により提出すること。

(1) 質問提出方法等

ア. 提出期限 2019年1月17日(木)午後4時

イ. 提出方法 別紙様式2を用いてEメール又はFAXにて提出すること。

5. 企画提案の無効

次の事項に該当する企画提案は無効とする。当該企画提案を行った者が契約の相手方の第一順位者であった場合、その決定を取消し、契約を解除する。この場合、第2位の順位にあった者を繰り上げることとする。なお、契約の解除に伴い発生した損害について、当該企画提案を行った者へ本学が賠償を請求することがある。

- (1) 虚偽の内容が記載された企画提案
- (2) 公正な競争を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した企画提案
- (3) その他競争に関する条件に違反した企画提案

6. 業者選定結果の通知

2019年2月1日(金) (予定)

7. 参考

- (1) 本学と締結する「自動販売機設置契約書(案)」は別紙のとおり。
- (2) 本学の基礎情報は次のとおり。

ア. 学生・教職員数(30.5.1現在)

学生数	学部	1,100人
	大学院	139人
	研究生・科目履修生	55人
	計	1,294人
教職員数		233人

(他に本学への来学者として非常勤講師、附属学校保護者、常駐の請負警備・清掃業者、工事業者他多数)

イ. 既設の自販機設置場所及び台数(別紙「自販機設置場所」参照)

8. 本件問合せ先/提出先

〒630-8528 奈良市高畑町

奈良教育大学 財務課総務・決算担当(細野)

TEL: 0742-27-9112

FAX: 0742-27-9143

E-mail: kaikei-soumu@nara-edu.ac.jp

自販機設置場所



- 契約業者設置場所(8箇所)
- 大学生協自販機(12箇所)

自動販売機設置に係る業務仕様書

1. 業務の内容

国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）において、次の設置条件等に従い、自動販売機（以下「自販機」という。）を設置、運営するものとする。

2. 設置条件等

(1) 設置場所について

本学高畑キャンパス（奈良市高畑町）の次の場所に各1台設置する。

（別紙図面のとおり）

守衛室西側、図書館北西側、講義棟北側、音楽棟南側、附属幼稚園

学生会館南側、図書館内リフレッシュスペース、講義棟南東側

なお、電気工事等が必要となる場合は、本学施設課の指示により施工を行い、その費用については、企画提案者の負担とする。

(2) 本学に支払う費用等について

ア. 自販機設置に伴う水道光熱料

自販機設置に伴う水道光熱料は毎月メーター検針の報告に基づき、その使用量相当額について本学が発行する請求書により、納付期限までに指定の口座に振込むこと。

イ. 寄附金

本学が行う事業を支援する寄附金として、売上金の一部を、一定の割合に応じ本学に納める。（ただし、割合等を明記した覚書を別途締結するものとする。）

ウ. 自販機設置に伴う土地使用料は無償とする。

(3) 安全衛生管理対策・廃棄物処理について

ア. 設置する自販機について、設置場所の状況に応じ自販機本体の転倒防止、耐震対策を行うこと。

イ. 販売商品は消費期限切れとならないように注意し、消費期限切れとなったものは直ちに回収し、廃棄処分すること。

ウ. 自販機本体及び周辺清掃を徹底すること。

エ. 自販機近くに空き缶等の分別回収容器を設置し、企画提案者側が責任を持って回収し廃棄すること。また、設置した分別回収容器に部外持ち込みゴミが投入されていた場合も、投入商品と同様に企画提案者側が責任を持って回収し、廃棄すること。

なお、分別回収容器の設置、修理・更新増設等の必要が生じた場合は、企画提案者側の負担において速やかに実施すること。

オ. 万一、自販機に起因する事故等が発生し、本学ならびに第三者に損害を与えたときは、速やかに誠意を持って対応し、その損害について賠償すること。

(4) 販売商品について

ア. 販売する商品は、利用者が満足できる販売品目を取り揃えること。ただし、図書館リフレッシュスペースに設置する自動販売機の販売商品については、容易に開閉可能なキャップ付飲料に限ること。

イ. 販売商品の品切れが起こらないよう、オペレーション体制を整えること。

ウ. 販売品目の品切れの連絡があった場合には、速やかに補充すること。

エ. 自販機設置後、利用者等からの販売商品の変更について要望がある場合は、本学担当者と打ち合わせの上、速やかに対応すること。

(5) 販売価格について

商品の販売価格は、標準価格130円以上の缶・ペットボトルを20円引き以上とすること。

(6) 非常時における商品の無償提供について

大規模災害等の非常時に一定の条件のもとで本学が被災者等に対し無償で飲料を提供できるサービスを有すること。(ただし、条件等を明記した覚書を別途締結するものとする。)

(7) 設置機械について

環境負荷の軽減に配慮した自販機を設置すること。

(8) 機械のメンテナンス

機械のメンテナンスを定期的に行い、故障等が生じないように配慮すること。万一、故障した場合は、速やかに修理を行うこと。

(9) クレーム対応等

自販機の故障や商品の品切れ、投入ミスによる誤販売、釣り銭が出ない等のクレーム対応については、企画提案者側において速やかに処理することとし、クレームに対する連絡先を自販機に明示すること。

(10) 業務運営体制について

商品補充、メンテナンス等を行う現場スタッフへの教育体制を充実させ、サービス向上に努めること。

故障やクレームといった問題が生じた場合に備え、短時間で迅速に処理できるよう、現場スタッフと会社組織としてフォロー体制を整えること。

(11) その他

設置する自販機は全て「鹿の保護活動支援自動販売機」とする。方法は、自販機に飲料のボタンとは別に募金専用ボタンを金種別に複数配置し、利用者からの募金額全額を「鹿の愛護会」に対し募金運用する。

自販機の設置場所の移動、又は撤去について、本学から指示がある場合は、速やかに対応すること。

その他自販機に関することについては、すべて企画提案者側の責任において実施すること。

平成 年 月 日

質 問 書

国立大学法人奈良教育大学 財務課長 殿

(質問者) 所在地
会社名
代表者

印

連絡先 担当者名 _____
電話番号 _____

質 問 事 項	備 考

自動販売機設置契約書（案）

国立大学法人奈良教育大学（以下「甲」という。）と【設置事業者様】（以下「乙」という。）とは、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置に関し、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 本契約は、本学学生及び教職員に対する福利厚生の実と来学者へのサービス並びに非常時における被災者等への飲料の無償提供のために自販機を設置し、飲料等を提供することを目的とする。

（設置）

第2条 乙は、別紙「自動販売機設置に係る業務仕様書」の内容を遵守し、甲の指定する場所に自販機を設置し、飲料等の販売を行うものとする。

2 乙は、設置する自販機の設置費用、機器の保守管理、維持及び修理に要する費用は、乙が負担するものとする。

（設置期間）

第3条 本契約に基づく自販機の設置期間は、2019年4月1日から2022年3月31日までとし、設置期間内の各年度が満了する3か月前までに甲乙双方が特段の意思表示をしない場合は、同一内容で更に1年継続し、以後、2022年3月31日まで同様に扱うものとする。

（土地使用料）

第4条 甲は、乙に自販機設置のため、土地を無償で使用させるものとする。

（土地使用上の制限）

第5条 乙は、自販機設置のために使用する土地を他の用途に供してはならない。

2 乙は、自販機設置のために使用する土地を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

（光熱水料）

第6条 乙が設置する自販機の稼働に要する光熱水料は、甲の請求に基づき乙が負担する。

2 乙は、甲の光熱水料算定のため、使用量検針用子メーターを乙の負担において設置するものとする。

（販売商品及び販売価格）

第7条 乙が販売する商品及び販売価格は、別表1のとおりとする。販売商品及び販売価格を変更する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 甲は、災害等の非常時には、別途「非常時における飲料供給に関する覚書」に基づき、災害被災者に救援物資として乙の販売商品を無償で提供することができる。

（売上金）

第8条 自販機の売上金は、乙に帰属するものとする。ただし、乙は本学への寄附金として、売上金のうち一部を、別途「国立大学法人奈良教育大学が行う事業への支援に関する覚書」に基づき甲に納めるものとする。

2 乙は、甲から売上金、販売数量等についての情報の開示を求められた際は、速やかに

報告するものとする。

(備品等)

第9条 自販機設置場所に設置する空き缶等の分別回収容器は、乙の負担により設置するものとする。

2 分別回収容器の修理・更新等を必要とする場合は、乙の負担により速やかに実施するものとする。

(自販機の移動・撤去)

第10条 乙は、自販機の設置場所の移動、または撤去について、甲から要望がある場合は、速やかに対応するものとし、移動、又は撤去に要する費用は乙が負担するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(原状回復)

第12条 乙は、本契約が終了したときは、乙の経費負担により直ちに自販機を撤去し、甲の指定する期日までに原状回復するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、自販機に起因する事故等による甲又は第三者への賠償について、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、この契約の定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が業務上計画的に実施する停電に起因して被る損害賠償の請求は行わない。

(善良なる管理者の注意義務)

第14条 甲は、本学学生、教職員及び来学者が安心して商品を購入することができるよう自販機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならない。

(協議事項)

第15条 その他、本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2019年3月 日

甲 奈良県奈良市高畑町

国立大学法人 奈良教育大学

学長 加藤 久雄 印

乙

印

別 表 1

販売商品、販売価格及び値引き額

販売商品	標準価格	販売価格	値引き額
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円

国立大学法人奈良教育大学が行う事業への支援に関する覚書（案）

国立大学法人奈良教育大学（以下、「甲」という。）と【設置事業者様】（以下、「乙」という。）は、甲が行う活動全般を充実させるための事業への支援に関し、双方合意の上、ここに覚書を作成する。

（目的）

第1条 本覚書は、乙が甲の指定する場所に設置する飲料水等の自動販売機（以下「自販機」という。）に関し、乙は、自販機の売上金の一部を甲が行う活動全般を充実させるための事業への支援のために、甲に寄附することを目的とする。

（寄附金）

第2条 寄附金の内容は次のとおりとする。

売上金（消費税含む）の____%を寄附金とする。

（寄附の申込み方法）

第3条 毎年4月1日から翌年3月31日までを1会計年度とし、乙は、毎会計年度末日をもって自販機の年間販売高及び数量を集計し、速やかに甲に報告するとともに、前条の支援内容に基づき寄附金額を算定の上、甲に対し、寄附申込書の提出を行う。

2 甲は、前項の乙からの報告に基づき、寄附申込書に記載された寄附金額を乙に請求するものとする。

3 乙は、前項の甲からの請求に基づき、甲の指定する口座に寄附金額を振り込むものとする。

（効力の期間）

第4条 本覚書の効力は、2019年4月1日より適用し、2019年4月1日から2022年3月31日までの3カ年における自販機の設置期間に対応する寄附金の納付が完了するまでとする。

2 甲及び乙が別途締結した自動販売機設置契約書の第11条により契約を解除されたときは、本覚書は失効するものとする。ただし、乙は、第3条第1項の「毎会計年度末日」を「契約の解除日」に読み替えて、当該年度の甲が行う活動全般を充実させるための事業への支援の寄附金算定を行い、寄附申し込み及び寄附金振り込みを完遂するものとする。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項については、甲乙双方で協議のうえ解決に努めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

2019年3月 日

（甲）奈良県奈良市高畑町

（乙）

国立大学法人 奈良教育大学

学長 加藤 久雄

非常時における飲料供給に関する覚書（案）

国立大学法人奈良教育大学（以下「甲」という。）と【設置事業者様】（以下「乙」という。）は、非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下「自販機」という。）の設置に関し、双方合意の上、ここに覚書を作成する。

（目 的）

第1条

甲が災害等の非常時に災害被災者に救援物資として乙の飲料商品を供給することを目的として、乙は、甲の指定する場所に自販機8台を設置する。

（自動販売機の設置場所及び開錠用鍵の運用方法）

第2条

1 乙は、甲に対し下表の場所に設置した自販機の開錠用鍵を預け、甲は、その運用・保管を行うものとする。

設 置 場 所	鍵 番 号	自動販売機鍵授受日
守衛室西側		2019年4月1日
図書館北西側		
講義棟北側		
音楽棟南側		
附属幼稚園		
学生会館南側		
図書館内リフレッシュスペース		
講義棟南東側		

2 甲は、開錠用鍵の使用に関して広報等にて周知の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。

3 万が一、甲が本覚書以外の目的で使用が確認された場合は、直ちに本覚書を失効させ、直ちに甲は乙に開錠用鍵を返却し、乙は甲に対し損害賠償の請求を行うことができる。

4 甲が、万が一、開錠用鍵を紛失した場合は、直ちに乙に連絡し、乙の指示に従うものとする。

（有効期間）

第3条

本覚書の有効期間は、2019年4月1日から2022年3月31日までとする。

（協議）

第4条

本覚書に定めなき事項については、甲乙双方で協議のうえ解決に努めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

2019年3月 日

（甲）奈良県奈良市高畑町 （乙）

国立大学法人 奈良教育大学
学長 加藤 久雄